

公害発生施設の区分	公害防止管理者等の種類	選任ができる資格者の種類
カドミウム・その化合物、塩素・塩化水素、ふっ素・ふっ化水素・ふっ化けい素、鉛・その化合物を発生する施設（大気関係有害物質発生施設）で、排出ガス量が１時間当たり４万立方メートル以上の工場に設置されるもの。	大気関係第１種 公害防止管理者	大気関係第１種有資格者
大気関係有害物質発生施設で、排出ガス量が１時間当たり４万立方メートル未満の工場に設置されるもの。	大気関係第２種 公害防止管理者	大気関係第１種有資格者 大気関係第２種有資格者
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が１時間当たり４万立方メートル以上の工場に設置されるもの。	大気関係第３種 公害防止管理者	大気関係第１種有資格者 大気関係第３種有資格者
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が１時間当たり１万立方メートル以上４万立方メートル未満の工場に設置されるもの。	大気関係第４種 公害防止管理者	大気関係第１種有資格者 大気関係第２種有資格者 大気関係第３種有資格者 大気関係第４種有資格者
水質関係有害物質排出施設で、排出水量が１日当たり１万立方メートル以上の工場に設置されるもの。	水質関係第１種 公害防止管理者	水質関係第１種有資格者
水質関係有害物質排出施設で、排出水量が１日当たり１万立方メートル未満の工場又は、特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの。	水質関係第２種 公害防止管理者	水質関係第１種有資格者 水質関係第２種有資格者
水質関係有害物質排出施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が１日当たり１万立方メートル以上の工場に設置されるもの。	水質関係第３種 公害防止管理者	水質関係第１種有資格者 水質関係第３種有資格者
水質関係有害物質排出施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が１日当たり１千立方メートル以上１万立方メートル未満の工場に設置されるもの。	水質関係第４種 公害防止管理者	水質関係第１種有資格者 水質関係第２種有資格者 水質関係第３種有資格者 水質関係第４種有資格者
機械プレス（呼び加圧能力が９８０キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が１トン以上のハンマーに限る。）	騒音・振動関係 公害防止管理者	騒音・振動関係有資格者 ※騒音関係有資格者
液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が２９４１キロニュートン以上のものに限る。） 機械プレス（呼び加圧能力が９８０キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が１トン以上のハンマーに限る。）	騒音・振動関係 公害防止管理者	騒音・振動関係有資格者 ※振動関係有資格者
特定粉じん（石綿）発生施設	特定粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第１種有資格者 大気関係第２種有資格者 大気関係第３種有資格者 大気関係第４種有資格者 特定粉じん関係有資格者
一般粉じん（石綿以外のもの）発生施設	一般粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第１種有資格者 大気関係第２種有資格者 大気関係第３種有資格者 大気関係第４種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者
ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類関係 公害防止管理者	ダイオキシン類関係有資格者
排出ガス量が１時間当たり４万立方メートル以上のばい煙発生施設を設置しており、かつ、排出水量が１日当たり１万立方メートル以上の汚水等排出施設を設置している工場。	公害防止主任管理者	公害防止主任管理者の有資格者、 又は、大気関係第１種若しくは第 ３種の有資格者であり、かつ、水 質関係第１種若しくは第３種の有 資格者である者

※平成１７年度までの資格